

2022年1月より、電子取引に係る書類の保存が紙で印刷しての保存が認められなくなります。

TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
令和3年9月1日
代表社員 石田 洋祐

2022年1月から施行される電子帳簿保存法の改正により、電子取引の取引情報は紙に出力しての保存は認められなくなり、一定の要件を満たした「電子保存」が義務化される事となりました。

●メールやWEBサイトからダウンロードした請求書等はデータ保存が義務化

(1) 電子取引とは

取引情報の授受を電磁的方法により行う取引のことで具体的には以下のようなものを指します。

- ・電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- ・WEBサイトからダウンロードした請求書や領収書等
- ・電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービス
- ・クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ等
- ・特定の取引に係るEDIシステムの利用
- ・ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用
- ・請求書や領収書等のデータをDVD等を介して受領

(2) 保存方法は

2022年1月以後は紙を出力して保存しても認められず、場合によっては青色申告の承認取り消しもあり得るとのことであり、主に以下の要件を満たした電子保存を行わなければなりません。

- ① 真実性の確保要件・・・以下のいずれか一つ
 - a タイムスタンプの付与、かつ、取引データ保存者情報の確認
 - b 訂正削除が考慮されたシステムの利用
 - c 電子取引データの訂正及び削除に関する事務処理規定の備付と運用

② 検索性の確保要件・・・以下の全て（一定の緩和条件あり）

- a 日付、金額、取引先での検索
- b 日付、金額について範囲指定して検索
- c 2以上の項目検索（and 検索）

※基準期間の売上高が1000万円以下の小規模事業者は、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じられるようにしている場合、検索要件の全てが不要

上記以外の事業者も税務職員のダウンロードの求めに応じられる場合 b c の要件は不要

(3) 適用時期と準備

① 適用時期

2022年1月1日以後に行う電子取引から

② 自社の電子取引の棚卸し

自社の取引フローを確認し、電子取引の有無と現行の保存方法を確認します。

③ 対応方法の決定

電子取引の規模に応じて、文書管理ソフトを購入する。あるいは訂正削除の防止に関する事務処理規程を作成するなどの対応を決定します。

上記の事務処理規定の雛形は国税庁もホームページで公開しています。

● 適格請求書発行事業者の登録申請書作成の申し込みシートを配布予定

先月のお知らせで周知させていただいた消費税の適格請求書発行事業者の登録について、申請書の作成を弊社で代行させていただくにあたり、申し込みシートを作成して配布いたします。（10月配布予定）

● 千葉県のコロナウィルス感染状況

全国でデルタ株への置き換わりにより急拡大した感染者数は9月2日現在で千葉県は10万人あたり感染者数が141.46人となっており、全国で6番目になっています。弊社監査担当者もマスクの着用や3密の回避などを徹底させておりますが、顧問先の皆様も感染拡大防止のためマスク着用の徹底など推進をお願いいたします。月次訪問をリモートに切り替えるなどの検討は弊社担当者へご相談ください。